

東村山市所在  
各介護保険サービス事業所 御中

東村山市健康福祉部  
介護保険課長 江川 裕美

## 令和 3 年度介護保険制度改正に伴う地域区分(級地)変更のお知らせ

平素より、本市介護保険事業にご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今般、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」により、「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価(平成 27 年厚生労働省告示第 93 号)」の一部が改正され、東村山市の地域区分(級地)が変更となりますので、お知らせいたします。

詳細は下記のとおりとなりますので、ご多忙の折、恐縮ではございますが、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容

現 在：4 級地（上乘せ割合12%）

変更後：3 級地（ 同 15%）

#### 2. 変更の時期

令和 3 年 4 月サービス提供分から変更となります。

事業所様からの介護報酬等の請求に影響する変更となりますので、十分ご注意ください。また、利用者負担額にも影響いたしますので、事業所様において、利用者への十分なお説明をお願いいたします。

#### 3. 変更の適用範囲

介 護 保 険 サ ー ビ ス：東村山市に所在する事業所に適用

介護予防・生活支援サービス(※1)：東村山市に住民登録のある被保険者に適用(※2)

※1：総合事業の第 1 号訪問事業(国基準型、基準緩和型)および第 1 号通所事業(国基準型)を指します。

※2：住所地特例適用者については、施設所在地の自治体が地域支援事業を提供するため、施設所在地の自治体の単位および単価が適用されます。

#### 4. その他の変更事項(予定を含む)等

##### ① 加算に関する届出書のご提出

令和3年度制度改正においては、加算についても変更が予定されております。変更の告示が正式に発出され次第、改めて依頼させていただきますが、東村山市が指定権者であるサービス種別(※)の全事業所様から、加算に関する届出書をご提出いただくことを予定しておりますので、ご承知おきください。なお、依頼から提出期限までの期間が大変短くなることが予想されますので、予めご了承ください。

また、制度改正に対応した届出書の当市ウェブサイトへの掲載は、令和3年3月後半を予定しております。(現在掲載中の届出書は、制度改正対応前の様式ですので、ご注意ください)

※：居宅介護支援、地域密着型サービス、総合事業の第1号訪問事業(国基準型、基準緩和型)および第1号通所事業(国基準型)

##### ② 事業所が遵守すべき事項の変更

令和3年4月から、事業所が遵守すべき事項の変更等が生じます。変更等に関連する省令等が全て正式に発出され次第、改めて周知いたしますので、ご承知おきください。

なお、変更等に関して既に正式に発出されている省令もございますので、そちらは予め内容をご確認いただくことが可能です。

➡ 介護保険最新情報 Vol.916「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)」

… インターネットで「介護保険最新情報 Vol.916」と検索してください。

##### ③ 指定変更届出書のご提出

ここまでに述べた変更により、令和3年4月1日から、運営規程、重要事項説明書、料金表等の変更が想定されます。これらに変更となる場合には、変更日から10日以内(令和3年4月9日まで)に「指定変更届出書」のご提出が必要となりますので、ご承知おきください。

なお、今回の変更等に係る「指定変更届出書」は、大変多くの事業所様からご提出いただくこととなりますので、密集を避けるという新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からも、ご提出は郵送でお願いいたします。

##### ④ 介護職員処遇改善計画書、介護職員等特定処遇改善計画書の提出期限

通常は、加算を取得する月の前々月の末日を提出期限としておりますが、令和3年4月から加算を取得する場合については、特例として、令和3年4月15日を提出期限とします。

詳細は、当市ウェブサイトをご覧ください。

【トップページ>健康・福祉・医療>高齢のかた>介護保険>介護保険事業者向け情報>指定・加算について>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について】

以上

【問い合わせ先】〒189-8501 東京都東村山市本町1-2-3 東村山市役所 介護保険課 給付指導係  
電 話 042-393-5111 (内線：3143~5)  
E-mail kaigohoken@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp